正	誤
ページ　段　行	
令和五年五月二十六日（号外第百十一号）公布	
内閣府令第五十号（前払式支払手段に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令）	
（原稿誤り）	
三二〇　改正後欄終りから一九	信用金庫電子決済等取扱業
〃　〃　一九	信用金庫電子決済等取扱業
三九三　五	**第百九条の八**
第百九条の八	

本紙：令和5年8月28日より引用しております。